



発行 新潟県
第 92 号
 令和6年11月26日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1246 新潟県議会12月定例会の招集（政策企画課）
- 1247 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1248 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 1249 搬出の禁止の解除（畜産課）
- 1250 保安林の指定予定（治山課）
- 1251 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1252 換地計画の縦覧（農地整備課）

告 示

◎新潟県告示第1246号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、新潟県議会12月定例会を令和6年12月3日午後1時新潟県議会議場に招集する。

令和6年11月26日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第1247号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

令和6年11月26日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	指定年月日
ゆきぐに大和診療所	南魚沼市浦佐4115番地	精神通院医療	令和6年11月1日

◎新潟県告示第1248号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年11月26日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	廃止年月日
-----	-------	------------	-------

南魚沼市立ゆきぐに大和病院	南魚沼市浦佐4115番地	精神通院医療	令和6年11月1日
---------------	--------------	--------	-----------

◎新潟県告示第1249号

高病原性鳥インフルエンザまん延防止のために令和6年11月6日付け新潟県告示第1203号（移動及び搬出の禁止）で告示した家畜等の区域外への搬出の禁止を令和6年11月24日に解除した。

令和6年11月26日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第1250号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年11月26日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市安塚区和田字中村2597、2601の子、2603、2614の2、2666から2670まで、2666の1、2666の2、2671の1、2671の乙、2672から2695まで、2694の1、2713の1、2714の1、字ヌケ2718の1、2718の2、安塚区本郷字雨池673の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1251号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、小千谷市の小千谷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和6年11月26日

新潟県長岡地域振興局長

1 就任

理事 小千谷市鴻巣町971番地 川上 東陽
(理事長)

〃 〃 大字千谷甲2096番地 新保 貢

〃 〃 大字小栗田950番地2 須田 義浩

〃 〃 〃 736番地 須田 豊

〃 〃 大字三仏生3821番地 佐藤 勝良

〃 〃 高梨町2837番地 金崎 勝

〃 〃 片貝町5040番地2 安達 武夫

〃 〃 大字山谷1571番地10 今井 信一

〃 〃 平沢一丁目2番39号 横田 隆

〃 〃 大字桜町428番地 鈴木 栄正

監事 〃 片貝町789番地3 横山 慎吾

〃 〃 大字坪野630番地1 南雲 信幸

〃 〃 城内二丁目5番32号 堀澤 常夫

就任年月日 令和6年10月25日

2 退任

理事	小千谷市鴻巣町971番地	川上 東陽 (理事長)
〃	〃 大字千谷甲1901番地	新保 貴志
〃	〃 大字小栗田950番地 2	須田 義浩
〃	〃 〃 899番地	和田 忍
〃	〃 大字三仏生3821番地	佐藤 勝良
〃	〃 高梨町2837番地	金崎 勝
〃	〃 片貝町5234番地	大矢 光夫
〃	〃 大字山谷1586番地 1	佐藤 勇
〃	〃 平沢一丁目 2 番39号	横田 隆
〃	〃 大字桜町428番地	鈴木 栄正
監事	〃 高梨町490番地	岡 祐一
〃	〃 大字坪野630番地 1	南雲 信幸
〃	〃 城内二丁目 5 番32号	堀澤 常夫
退任年月日	令和6年10月24日	

◎新潟県告示第1252号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業に係る換地計画を定めたので、令和6年11月27日から同年12月24日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月26日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名（換地区名）	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	別所地区（全換地区）	換地計画書の写し	五泉市役所及び五泉市村松支所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。